

告示 番号	その他	公布年月日
—	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議	—

別紙

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育長等への補助執行事項) 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(6) [略] <u>(7) 訴訟又は調停に関すること。</u> <u>(8)</u> [略] <u>(9)</u> [略] <u>(10)</u> [略] <u>(11)</u> [略]	(教育長等への補助執行事項) 3 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育長その他の教育委員会職員に補助執行させる。 (1)～(6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]

附 則

この協議は、平成27年8月1日から効力を生じるものとする。